

# 業 務 仕 様 書

## 1 業務名称

札幌市健康づくりセンターLANケーブル敷設等業務

## 2 業務履行期限

令和元年12月25日（水）

## 3 業務内容

### (1) 概要

札幌市健康づくりセンター（下記3館）にシステム用のLANケーブル（d-net）を敷設すること。

また、新設のLANケーブル敷設後、別途本市が指定する日程で既設のLANケーブルを撤去すること

健康づくりセンター	所在
中央健康づくりセンター	札幌市中央区南3条西11丁目331
東健康づくりセンター	札幌市東区北10条東7丁目
西健康づくりセンター	札幌市西区八軒1条西1丁目7-7

### (2) LANケーブル敷設図

- ・新設のLANケーブルの敷設は、既設のLANケーブルと同じルートで敷設すること。
- ・LANケーブルの敷設場所及び本数は、別添の通りとする。
- ・LANケーブルの伝送損失試験及びICMPエコーを実施すること。
- ・LANケーブルの下記の出来形（目視）試験を実施すること。
- ・LANケーブル敷設日程と別の日程（本市が指定する日程）で既設のLANケーブルを撤去すること。
- ・撤去したLANケーブルは、産業廃棄物処理すること。

### (3) 業務スケジュール

各作業に当たっては、下記履行時期を目安に、業務スケジュールを委託者と協議のうえ、実施すること。

なお、本業務の履行に当たっては、センターその他の施設の業務等に影響を与えることのないようにすること（原則、3館の休館日である月曜日の履行を予定）。

また、やむを得ず影響が出ることが予見される場合は、事前に委託者に通知したうえで、委託者の指示に従うこと。

作業項目	履行時期
中央健康づくりセンターのLANケーブル敷設	契約締結日～10月上旬
東、西健康づくりセンターのLANケーブル敷設	契約締結日～11月上旬
健康づくりセンター3館の既設LANケーブルの撤去	12月10日～12月25日

#### (4) 提出物

本業務の完了時に、委託者が指定する完了届のほか、写真、図面その他本業務の履行の確認ができる書類一式を提出すること。

項番	書類名	内容	提出時期
1	入庁届	各庁舎への入庁を届ける書類	作業前
2	出来形試験	施工時に実施した出来形試験の成績表	完成時
3	伝送損失試験	施工時に実施した伝送損失試験の成績表	完成時
4	ICMPエコー	施工時に実施したICMPエコーの成績表	完成時
5	作業写真	作業前、作業中、作業後の写真をまとめた書類	完成時
6	その他	機器のマニュアル等の資料	完成時

## 4 留意事項

### (1) 基本事項

- ア 本業務の履行スケジュール等については、委託者と十分協議を行うこと。
- イ 本業務の履行に当たっては、関係法令等を遵守すること。

### (2) 準備

- ア 必要な機材は、原則として受託者が用意すること。
- イ 準備期間に庁舎への入庁する必要がある場合は、庁舎管理者の指示に従うこと。

### (3) 作業

- ア 作業者は身分を証明できるものを携帯すること。また、作業服や名札等により、本業務に係る受託者であることが分かるようにすること。
- イ 本作業の品質を担保するため、受注者の本業務の責任者は、工事担任者資格書（DD第一種）及び情報処理技術者試験（高度情報処理試験）を有すること。  
作業前に資格証を提示して作業すること。
- ウ 作業終了後は、本業務により改変を指示された部分を除き、作業開始前の状態に復旧すること。
- エ 高所での作業や地下ピットの酸欠など危険を伴う作業を行う際は、十分に安全を確保すること。
- オ 既存のネットワークやシステムに支障が出ないように、十分注意すること。  
特にd-netへの接続は、札幌市全体のシステムに影響が出ることのない十分注意

して行うこと。

カ 庁舎への入庁に当たっては、庁舎管理者の指示に従うこと。

#### (4) 障害対応

ア 障害が発生した場合は、直ちにその復旧に努めること。

イ 障害対応は、状況調査、原因特定、復旧措置の順に行うこと。

ウ 早朝・夜間・休日においても、障害対応を目的とし、緊急やむを得ない場合は、事前の申請や職員の指示がなくても各庁舎に入庁することを許可する。

ただし、あらかじめ作業員名簿を提出し、本市の許可を受けること。

(5) その他、内容について疑問が生じた場合は、発注者と協議のうえ対処すること。

### 5 環境への配慮について

本業務においては、本市の環境マネジメントに準じ、環境負荷低減に努めること。

(1) 電気、水道、油、ガス等の使用に当たっては、極力節約に努めること。

(2) ごみ減量及びリサイクルに努めること。

(3) 両面コピーの徹底やミスコピーを減らすことで、紙の使用量を減らすよう努めること。

(4) 自動車等を使用する場合は、できるだけ環境負荷の少ない車両を使用し、アイドリングストップの実施等環境に配慮した運転を心掛けること。

(5) 業務に係る用品等は、札幌市グリーン購入ガイドラインに従い、極力、ガイドライン指定品を使用すること。

(6) 業務に関わる従業員に対し、札幌市環境方針の理解及び業務と環境の関係について自覚を持つような研修を行うこと。

### 6 担当部局

札幌市保健福祉局保健所健康企画課難病医療係

電話 011-622-5153